

## 令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務委託（県南地域）仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する困難な問題を抱える女性等のための日中の一時的な居場所提供業務（県南地域）（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

DVや性被害、貧困、過去の虐待・いじめ等により困難な問題を抱える若年女性等の中でも、自尊感情の低さや経験の言語化の難しさなどから行政につながりにくい層に対し、民間団体が運営する抵抗感の少ない日中の一時的な居場所を提供し、個々の状況に応じた支援を行うことで、本人のみでは解消が困難な問題の改善を図り、自立した生活の実現につなげる。

### 2 支援対象者

栃木県内に在住、在勤、在学し、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

なお、当該女性に同伴児がいる場合は同伴児を含む

（例）

- ・自身の困難な問題に気づいていない女性
- ・支援を受けられることに気づいていない女性
- ・行政の相談窓口に対して、相談しづらいと感じている女性 など

※男性（同伴児除く）は対象外とする。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 委託業務の場所

栃木県の県南地域（栃木市、佐野市、小山市などを想定）の適切な施設※及び乙が必要と判断した場所

※適切な施設については甲乙の協議により決定

#### (2) 業務委託期間

令和 8 (2026) 年 6 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

#### (3) 業務内容

ア 女性が気楽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる日中の一時的な居場所（以下「居場所」）を提供する。（安心して自由に利用できる環境整備を含む）

イ 居場所には必要な知識や経験を有する相談員を配置し、利用者からの相談に応じ、必要に応じて、指導や助言、教示を行い、さらに必要な支援へつなぐなど、利用者

寄り添った対応を行う。

なお、利用者は相談の有無にかかわらず居場所を利用でき、勉強や読書など相談以外の目的で自由に過ごすことも想定している。

ウ 居場所の開設日程は以下のとおり。

- ・毎週2日程度（平日1日、休日1日）
- ・居場所開設時間帯は9:00～21:00のうち4時間以上とする。

エ 居場所の利用料は無料とする。

オ 居場所利用者への食料品・一般生活用品を提供する業務については、原則として不可とする。ただし、居場所の提供に伴う軽食等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は例外とする。

#### (4) 業務の実施体制

ア 業務責任者の配置

(ア) 乙は、業務を円滑に履行するため、責任者を1名以上配置し、内部における責任体制を構築する。

(イ) 業務責任者は、相談員に対する指導を行い、また緊急に対応を要する相談については支援体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行う。

イ 相談員の配置

(ア) 乙は、相談員を1名以上常に配置する。（業務責任者を除く。）

(イ) 相談員は、自治体や医療・福祉施設などでの相談対応や、ケースワークの経験を有する者とする。

なお、心理的なケアや心身の健康、生活子育てに関するアドバイスが可能な、心理カウンセラー（臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、学校心理士等）又は、医療福祉系の専門職（看護師や保健師、保育士等）の資格を有することが望ましい。

ウ 従事者名簿の提出

(ア) 乙は、委託業務開始前に業務責任者、相談員の名簿（資格、相談等の経歴を含む。）を甲に提出すること。

(イ) 乙は、上記(ア)の名簿について変更が生じた場合には、速やかにその内容を甲に提出すること。

エ 居場所の環境

(ア) 乙は、利用者が安心して相談できるよう配慮し、相談内容が外部に漏れない相談スペースを用意する。

(イ) 居場所において、相談の有無を問わず、利用者が安心して立ち寄れる環境を整備する。

(ウ) 乙は、利用者の属性（年齢、背景、困難の種類など）やニーズ（居場所の利用目的、希望するサービスなど）を把握するため、居場所にアンケート（紙媒体、電

子媒体を問わない。)などを設置し、利用者情報を記録・集計する。

(エ) 乙は、甲や連携機関（とちぎ男女共同参画センター（以下「センター」）や居場所利用者居住自治体、警察等）との連絡用に、専用の電子メールアドレスを準備する。

オ 業務の広報周知

乙は、甲と周知方法を協議の上、居場所提供業務の周知啓発を行うこと。

カ 業務従事者の守秘義務

乙は、当委託業務に従事する者全員に本委託契約における個人情報の取扱いと同様の義務を課すこと。

キ 定例会の開催

(イ) 甲と乙は、定期的に会議を開催し（対面、オンライン、書面など実施形態は問わない。）、居場所利用者の状況を共有するとともに、今後の業務実施方針等について協議する。

なお、当該会議には、必要に応じて、センターや福祉事務所の担当者、女性や子ども若者支援を行う民間団体等の関係者が出席することも差し支えないものとする。

(ロ) 乙は、その他業務に関する事項について、甲から調査・報告を求められた場合には、速やかに対応することとする。

ク 緊急対応が必要な相談への対応

(イ) 乙は、DVや自殺等、居場所利用者の生命や身体の危険性が推測され、緊急対応や危機介入が必要とされる場合には、警察等の関係機関に迅速に通報し、安否確認をするとともに、甲に対しても報告して対応を協議する。

(ロ) 乙は、本業務の実施にあたり、センターや福祉事務所、居場所所在地自治体、利用者居住地自治体等と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮する。

#### 4 完了報告

(1) 乙は、翌月10日までに、前月の居場所の提供状況を取りまとめ、報告書（様式第1号及び2号）として甲に提出すること。

また、業務委託期間終了後、10日以内に、居場所利用状況を取りまとめ、業務完了報告書として甲に提出すること。

(2) 本委託契約に係る全ての成果物の著作権は甲に帰属する。甲の許可なく、第三者への提供や内容の転載を行わないこと。

#### 5 再委託の制限等

乙は、本業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

## 6 機密保持及び個人情報の保護

本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。業務実施のための個人情報の取扱いについて、別途甲が示す「個人情報保護取扱特記事項」の定めに従うものとする。

## 7 書類の保存

乙は、本委託業務の実施に要した経費は、他の業務と経理区分するとともに、関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときには、甲と乙が協議の上、定めるものとする。